

後期高齢者医療制度 被保険者の皆さまへ



8月から被保険者証が切り替わります！ (有効期限が平成31年7月31日となります)

新しい被保険者証は、7月下旬までに村役場から郵送または福祉健康課窓口で交付します。

8月からは、医療機関窓口で新しい被保険者証を提示してください。

被保険者証が届いたら、住所・氏名・一部負担金の割合を確認してください。

※被保険者証の色(ピンク)の変更はありません。

お問い合わせ： 福祉健康課 国保係 ☎ 966-1207
沖縄県後期高齢者医療広域連合 ☎ 963-8012

農家のための農業者年金(積み立て方式)

加入するための要件は**3つ**だけです。

- 1 年間60日以上農業をしていること
- 2 国民年金の第1号被保険者
※保険料納付免除者は除きます
- 3 年齢20歳以上60歳未満であること

積み立て方式とは？

自分が取めた保険料と運用益を将来受給する年金の原資として積み立てていき、この年金原資に応じて年金額が決まります。

【制度の概要】

- 保険料は月額2万円から6万7千円の間で千円単位で決められ、いつでも見直すことができます。
- 途中で脱退することもできます。(脱退一時金ではなく、将来年金として支給されます)
- 国民年金の付加年金への加入が必要です。(保険料月額400円)
(毎年「200円×納付月数」の付加年金が受給できる国民年金の上乗せ年金制度)
- 原則65歳から生涯受け取ることができ、早く亡くなっても80歳までの分は保証されます。(80歳前に亡くなった場合、死亡した翌月から80歳到達月までに受け取れるはずの年金額が死亡一時金として遺族に支給されます)
- 農業の担い手には保険料の国庫補助があります。

【税制の優遇措置】

- ①保険料の全額が「社会保険料控除」の対象です。(節税効果)
- ②年金資産の運用益も非課税です。
- ③受け取る年金も公的年金等控除の対象になります



お問い合わせ：農業委員会 ☎ 966-1204